

令和5年7月6日

郡市区等医師会長 殿

大阪府医師会長  
高井康之  
(公印省略)

介護療養型医療施設に係る介護保険法等の有効期限について（再周知）

平素は本会事業に格別のご協力を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、日本医師会より標記について通知がありました。介護療養型医療施設に係るなおその効力を有するものとされた介護保険法等の有効期限は令和6年3月31日までであり、今般、厚生労働省老健局より、都道府県及び指定都市、中核市の介護保険主管部（局）長宛てに、介護療養型医療施設に関する有効期限について、改めて周知する旨の通知が発出されたとのことです。

本通知の内容については、令和4年6月28日付「介護療養型医療施設に係る介護保険法等の有効期限について」として発出された内容の再周知です。

当該通知では、介護療養型医療施設に係るなおその効力を有するものとされた介護保険法等の有効期限は令和6年3月31日までであることや、介護医療院等へ移行せず介護療養型医療施設の指定を辞退する場合等は、指定の辞退等の以前に入所していた者に対して、指定の辞退等の後も、他の事業者等により必要な介護サービス等が継続的に提供されるよう、関係者との連絡調整等の必要な対応を行うこととされております。

つきましては、貴会におかれましても、本件についてご了知賜りますとともに、貴会会員へご周知くださいますようお願い申し上げます。

なお、本件について、貴会会員医療機関がお困りになっていることなどがありましたら、日本医師会までご相談くださいますようお願いいたします。

記

(添付資料)

○介護療養型医療施設に係る介護保険法等の有効期限について（再周知）

(令5.6.23 老老発 0623 第1号 厚生労働省老健局老人保健課長通知)

<担当>大阪府医師会地域医療2課（西井・吉田・竹村）  
〒543-8935 大阪市天王寺区上本町2-1-22  
TEL: 06-6763-7002 FAX: 06-6765-3737